

既存集落における自己用住宅を計画している方へ
(移住者用住宅を含む)

既存集落における自己用住宅(移住者用住宅を含む)を計画している方は、以下の資料(コピー各1部)をご用意いただき、担当窓口までご相談ください。許可を受けられる可能性があるかどうか後日回答いたします。

移住者用住宅の建築を計画する場合、里づくり協議会の承諾など共生ゾーン整備基本方針に合致する必要があり、都市計画法許可申請時までには手続きを終えておく必要があります。

<手続きや相談窓口> 北区 経済観光局北農業振興センター 078-982-7111
 西区 経済観光局西農業振興センター 078-975-5800

	必要書類	作成要領、留意事項など
☐	位置図	「申請地」を赤枠で表示。
☐	申請地	建物連たん図
☐		「申請地」を赤枠で表示し、35 戸以上の建築物が連たん(建物の敷地間が概ね50m以内)していることがわかるよう表示。 ※「申請地」が「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づく「集落居住区域」内にある場合は不要です。
☐		現況写真
☐		土地登記事項証明書
☐	申請者世帯	公図
☐		住民票の写し
☐		戸籍謄本
☐		理由書
☐	申請者世帯	理由書の内容を証する資料
☐		申請者、配偶者の勤務先(所在地)がわかる資料
☐	相続関係図	土地所有者と申請者の関係を確認する資料。 ※不要場合があります 申請者世帯を赤枠、分離前世帯を青枠で表示。

※申請者、土地所有者に都市計画法その他の法令違反がある場合は、違反が是正されない限り許可できない場合があります。

担当窓口:都市局都市計画課(調整区域担当) 電話(078)984-0385

(予約して頂いた方を優先してご案内しますので、事前に電話予約の上ご来庁ください。)